証券コード　6078
平成29年３月14日

株　主　各　位

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目21番14号
株式会社バリューＨＲ
代表取締役社長　藤田美智雄

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区元赤坂二丁目２番23号
明治記念館　１階　曙の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項
報告事項
１．第16期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.valuehr.com/ir/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善傾向が継続し、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、英国のＥＵ離脱や米国の政治情勢の変化による海外経済の不確実性の高まりにより国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域について見てみますと、生産年齢人口の減少、生活習慣病・メンタルヘルス不調者の増加といった社会環境の変化を受け、従業員一人ひとりの労働生産性の維持・向上に向けた健康増進の重要性が一層の高まりを見せております。また、平成27年12月からストレスチェックの実施が義務付けられるなど、企業における従業員に対する健康管理（健康診断の受診と保健指導の実施、メンタルヘルス対策や過重労働対策など）への取り組みは、安全配慮義務、生産性向上、企業価値向上の観点からも、ますます強化される傾向にあります。

このような環境の下、当社グループは、「健康管理のインフラを目指す」を事業ビジョンとして、健康保険組合、企業、個人を対象に、独自のシステムを用いた健康管理サービスを提供しております。当社グループの健康管理サービスは、主に健診予約システム及び健診結果管理システム等の機能を有するバリューカフェテリア®システムの提供と、これらのシステム利用に付随する健康診断や健康行動に関するデータ管理、並びに企業や健康保険組合の健康管理業務のアウトソーシングの受託を事業の柱として展開しております。また、健診データの管理・分析、健康診断の実施に係る予約、精算業務などの代行、健診結果に基づく保健指導の実施、ストレスチェック業務の受託、健診機関への事務支援業務を行うヘルスケアサポート事業を運営しております。また、健康管理サービスのほか、健康保険組合の新規設立支援のコンサルティング及び健康保険組合事務局の運営支援としての人材派遣等の業務も行っております。

当連結会計年度は、バリューカフェテリア®システムの新規導入及び既存顧客の利用が、ともに堅調に推移いたしました。また、ストレスチェック関連業務の受託も始まり、これらに関連する売上が新規に発生いたしました。経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の変動につきましては、主に前連結会計年度に営業外収益に計上した投資有価証券売却益等によるもの及び、税務上、貸倒引当金が前連結会計年度に損金として認容されたことに伴い法人税、住民税及び事業税が一時的に減少していることによるものです。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,571,272千円（前期比14.9％増）、営業利益は395,617千円（同19.4％増）、経常利益は358,296千円（同9.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は215,537千円（同3.1％減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

バリューカフェテリア事業

バリューカフェテリア事業は、健康保険組合、企業等の団体などを対象としたバリューカフェテリア®システムと、これを構成する健康管理各種サービス（健診予約システム、健診結果管理システム等）やカフェテリアプランの提供及びこれらのシステムを使った健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等で構成されております。当連結会計年度は、新規大口顧客がサービスの利用を開始したことにより、システム利用料をはじめ、健康診断の実施に係る事務代行料等の収入が増加しました。これにより、売上高は1,935,941千円（前期比18.7％増）、営業利益は638,917千円（同27.7％増）となりました。

ＨＲマネジメント事業

ＨＲマネジメント事業は、健康保険組合のより効率的な運営の支援を目的として、健康保険組合の新規設立支援のコンサルティング及び健康保険組合事務局の運営支援としての人材派遣等の業務で構成されております。当連結会計年度は、新規設立された健康保険組合への業務支援を行ったことにより収入が増加しましたが、営業部門に係る費用配賦率の見直しを行ったため、当事業セグメントの費用が増加しております。これにより、売上高は635,331千円（前期比4.5％増）、営業利益は174,442千円（同19.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループは、バリューカフェテリア®システムの増強及び拡充などを目的とした設備投資を継続的に行っております。

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産のソフトウエアを含む）の総額は131,657千円であり、セグメント別の主な設備投資の内容は、次のとおりであります。

イ．バリューカフェテリア事業

人員増強に伴い事務所増床や改修による内装工事費用23,625千円及びセキュリティ対策やサーバー等の情報機器等の購入に17,141千円等の投資を行いました。

なお、上記以外にバリューカフェテリア®システムの構築費（開発継続中）として14,560千円、健診予約システムの構築費（開発継続中）として5,453千円、健診結果管理システムの構築費（開発継続中）として31,719千円、健診業務支援システムの構築費（開発継続中）として21,243千円等の投資をしております。

ロ．ＨＲマネジメント事業

新設健康保険組合用の事務所増床や改修に伴う内装工事費用など5,393千円の投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、平成28年７月４日付で、当社100％出資の子会社である株式会社バリューＨＲベンチャーズを設立いたしました。

⑵ 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (平成25年12月期)	第 14 期 (平成26年12月期)	第 15 期 (平成27年12月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売　　上　　高(千円)	1,943,227	2,011,020	2,238,504	2,571,272
経　常　利　益(千円)	314,527	252,071	328,828	358,296
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	187,266	124,707	222,546	215,537
１株当たり当期純利益（円）	174.48	47.43	81.59	77.23
総　　資　　産(千円)	4,564,861	4,649,980	4,876,071	5,060,371
純　　資　　産(千円)	1,537,187	1,698,465	1,898,167	2,045,964
１株当たり純資産額（円）	1,189.77	621.25	673.83	721.46

（注）１．記載金額は千円未満を、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」は小数点第３位を切り捨てて表示しております。

２．第16期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記(1)「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

３．平成26年７月15日開催の取締役会に基づき、平成26年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (平成25年12月期)	第 14 期 (平成26年12月期)	第 15 期 (平成27年12月期)	第 16 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売　上　高（千円）	1,577,247	1,718,779	2,030,010	2,462,434
経　常　利　益（千円）	291,696	289,354	320,845	232,819
当　期　純　利　益（千円）	174,657	161,951	264,974	133,818
1株当たり当期純利益　（円）	162.73	61.59	97.15	47.95
総　資　産（千円）	4,291,292	4,435,473	4,735,167	4,794,528
純　資　産（千円）	1,385,842	1,584,363	1,826,493	1,892,572
1株当たり純資産額　（円）	1,072.63	578.93	647.92	667.35

（注）1．記載金額は千円未満を、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は小数点第3位を切り捨てて表示しております。

2．平成26年7月15日開催の取締役会に基づき、平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社バリューネットワークス	30百万円	100%	福利厚生代行業
株式会社バリューヘルスケア	10	100	ヘルスケアサポート事業
株式会社バリューHRベンチャーズ	10	100	ベンチャー企業への投資及び事業開発支援、起業支援業

（注）平成28年7月4日に株式会社バリューHRベンチャーズを設立し、同社を連結子会社といたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの事業環境は、国民の「健康寿命」の延伸に向けて、ヘルスケア産業の市場規模は大きく拡大することが予想されます。こうした事業環境を追い風として、引き続き高付加価値、高収益サービスへの転換を推し進め、当社グループの特長であるデータに基づくヘルスケアサービス・商品の品質、競争力を更に高めていくため、以下を重点課題として取り組んでまいります。

① バリューカフェテリア®システム利用団体・ユーザ規模の拡大

健康保険組合に対しては、引き続き、健診を軸とした保健事業支援を推進するとともに、データヘルス計画の実施支援（データ分析、アクションプランの策定、バリューカフェテリア®システムを活用したPDCAサイクルでの運営管理等）を推し進め、ユーザ規模の拡大を図ってまいります。

企業向けには、定期健康診断の実施・健診結果に基づく保健指導の支援をはじめ、メンタルヘルス対策や過重労働対策等、産業保健領域でのサービス提供実績を高め、顧客基盤の更なる拡大に取り組んでまいります。

また、全国約2,600ヵ所の健診機関との連携ネットワークを更に強化し、バリューカフェテリア®システムの提供や健診予約管理業務の受託など、健診機関向けビジネスの裾野を拡大してまいります。

② 健康保険組合の新規設立・運営支援による顧客基盤の創出

健康保険組合の設立から運営支援までのワンストップサービスを提供する唯一の企業として、マーケットの創出に取り組んでまいります。運営支援分野では、健康保険組合のより効率的・効果的な事業運営と保険者機能の強化に資するサービスの提供実績を積み上げてまいります。また、事務処理共同センターでの業務受託（BPOサービス）を通じて、健保財政及び業務品質の向上にも寄与してまいります。

③ バリューカフェテリア®システムの拡充

データヘルス計画、健康増進・予防に向けたインセンティブ方策（ヘルスケアポイント制度）、メンタルヘルス・過重労働対策、健康経営の推進など、健康保険組合や企業の取り組みは多岐にわたり、顧客が抱える課題もますます多様化しています。当社グループは、

データに基づくヘルスケアサービスを強みに、こうしたマーケットの変化や顧客の幅広いニーズに応えることができるよう、バリューカフェテリア®システムの機能拡充を図り、ブランド価値を高めてまいります。

④　健診予約・健診結果管理業務の効率化、収益力強化

当社グループの健康管理サービスは、システムと事務代行サービスを組み合わせることにより、きめ細かいワンストップサービスを実現しております。特に健診予約については、企業・健康保険組合・健診機関での事務効率化のニーズが高いことから、これに対応した健診予約管理サービスの強化を進めてまいります。また、健診代行業務に関しては、引き続き、業務プロセスの改善を進め、収益性の向上に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年12月31日現在）

当社グループは、当社並びに連結子会社（株式会社バリューネットワークス及び株式会社バリューヘルスケア並びに株式会社バリューＨＲベンチャーズ）の計４社で構成されており、「バリューカフェテリア事業」及び「ＨＲマネジメント事業」を主な事業内容としております。

① バリューカフェテリア事業

バリューカフェテリア事業は、２つの主要事業（「カフェテリア事業」と「ヘルスケアサポート事業」）で構成されます。「カフェテリア事業」は、当社事業の中核を担うバリューカフェテリア®システムの提供と健康保険組合が行う保健事業や企業の福利厚生の分野に対して、健康の維持増進を目的とした施策や企業の福利厚生のメニューをカフェテリアプランとして提供する業務を行っております。また、「ヘルスケアサポート事業」では、バリューカフェテリア®システムを構成する健康管理各種サービス（健診予約システム及び健診結果管理システム、メタボ対策Ｗｅｂ支援システム、ＷＥＢ医療費明細システム、ストレスチェックシステム）の提供とこれらのシステムを使った健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等を行っております。なお、バリューカフェテリア事業においては、契約団体の構成人数に応じたバリューカフェテリア®システム等のシステム利用料及び健康診断の費用精算や健診結果のデータ化等の事務代行料等を主な収入としております。

② ＨＲマネジメント事業

ＨＲマネジメント事業は、健康保険組合のより効率的な運営の支援を目的として、健康保険組合の新規設立支援のコンサルティング及び健康保険組合事務局の運営支援としての人材派遣等の業務で構成されております。これにより、健康保険組合の新規設立から、健康保険組合の運営支援まで一貫したサポートを行っております。なお、ＨＲマネジメント事業においては、健康保険組合の新規設立支援に係るコンサルティング料と健康保険組合への人材派遣料等を主な収入としております。

⑹ 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

当　　社	本社：東京都渋谷区 弘前データセンター：青森県弘前市
株式会社バリューネットワークス	本社：東京都渋谷区
株式会社バリューヘルスケア	本社：東京都渋谷区
株式会社バリューＨＲベンチャーズ	本社：東京都渋谷区

⑺ 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
バリューカフェテリア事業	226名	37名増
ＨＲマネジメント事業	81名	4名増
全社（共通）	15名	1名減
合計	322名	40名増

（注）1．使用人数は就業人員であります。
2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
3．前連結会計年度末に比べ使用人数が40名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188名	21名増	39.7歳	4.6年

（注）1．使用人数は就業人員であります。
2．前事業年度末に比べ使用人数が21名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	972,252千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	195,000千円
株式会社三井住友銀行	83,604千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,344,000株

② 発行済株式の総数　2,834,600株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は68,400株増加しております。

③ 株主数　6,979名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
藤田美智雄	540,300株	19.06%
株式会社あまの創健	115,100	4.06
大同生命保険株式会社	96,400	3.40
森嶋正	85,400	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	81,100	2.86
株式会社リロクラブ	80,000	2.82
バリューＨＲ従業員持株会	73,500	2.59
株式会社法研	60,000	2.11
吉成外史	56,600	1.99
野村信託銀行株式会社（投信口）	41,700	1.47

（注）持株比率は自己株式（34株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１１回新株予約権	第１２回新株予約権
発行決議日		平成20年12月10日	平成21年６月29日
新株予約権の数		318個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 63,600株 （新株予約権１個につき 200株）	普通株式 2,000株 （新株予約権１個につき 200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 75,300円 （１株当たり 377円）	新株予約権１個当たり 75,300円 （１株当たり 377円）
権利行使期間		平成22年12月11日から 平成30年12月10日まで	平成23年６月30日から 平成31年６月29日まで
行使の条件		（注）1、2	（注）1、2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 310個 目的となる株式数 62,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －
	社外取締役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －

		第13回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日		平成23年12月15日	平成27年６月15日
新株予約権の数		500個	172個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 （新株予約権１個につき 200株）	普通株式 17,200株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり 1,118円 （１株当たり 11.18円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 70,000円 （１株当たり 350円）	新株予約権１個当たり 182,100円 （１株当たり 1,821円）
権利行使期間		平成25年12月16日から 平成30年12月15日まで	平成28年４月１日から 平成33年３月31日まで
行使の条件		（注）1、2	（注）1、3
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 172個 目的となる株式数 17,200株 保有者数 6名
	社外取締役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －
	監査役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －

		第16回新株予約権
発行決議日		平成28年2月12日
新株予約権の数		281個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,100株 （新株予約権1個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,195円 （1株当たり 11.95円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 173,200円 （1株当たり 1,732円）
権利行使期間		平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで
行使の条件		（注）1、4
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 281個 目的となる株式数 28,100株 保有者数 6名
	社外取締役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －
	監査役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －

(注)1. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを行使の条件としております。
2. 当社株式が日本国内の証券取引所に上場された後、6ヶ月を経過していることを行使の条件としております。
3. 新株予約権者は、平成27年12月期及び平成28年12月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる場合を限度として本新株予約権を行使することができる条件としています。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとしています。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
(a) 平成27年12月期の営業利益が418百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%を当該条件を満たした場合、平成27年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
(b) 平成28年12月期の営業利益が459.8百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%を当該条件を満たした場合、平成28年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
4. 新株予約権者は、平成28年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が381百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
5. 平成26年7月15日開催の取締役会に基づき、平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、第11回及び第12回並びに第13回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
6. 第12回新株予約権において社外取締役1名が保有している新株予約権は、社外取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第16回新株予約権
発行決議日	平成28年2月12日
新株予約権の数	229個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 22,900株 （新株予約権1個につき 100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,195円 （1株当たり 11.95円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 173,200円 （1株当たり 1,732円）
権利行使期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
行使の条件	（注）1、2
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 229個 目的となる株式数 22,900株 保有者数 28名

（注）1. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを行使の条件としております。

2. 新株予約権者は、平成28年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が381百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとしています。なお､国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田 美智雄	株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾈｯﾄﾜｰｸｽ取締役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ取締役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰHRﾍﾞﾝﾁｬｰｽﾞ取締役
専務取締役	飯塚 功	ﾍﾙｽｹｱｻﾎﾟｰﾄ事業本部管掌 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ代表取締役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰHRﾍﾞﾝﾁｬｰｽﾞ取締役
常務取締役	大村 祐司	情報ｼｽﾃﾑ本部長 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾈｯﾄﾜｰｸｽ取締役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ取締役
取締役	佐々木 康介	営業本部管掌
取締役	遠藤 良恵	経営管理本部長
取締役	藤田 源太郎	ｶﾌｪﾃﾘｱ事業推進本部長 株式会社ﾊﾞﾘｭｰHRﾍﾞﾝﾁｬｰｽﾞ代表取締役
取締役	吉益 裕二	吉益公認会計士事務所代表 みずほ証券株式会社社外監査役 ﾆｯｾｲｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社社外監査役 ﾆｯｾｲ・ﾘｰｽ株式会社社外監査役
取締役	中西 明典	
常勤監査役	神原 剛	
監査役	内木 和富巳	社会保険労務士法人内木事務所代表社員
監査役	長澤 康男	長澤康男公認会計士事務所所長

（注）1．取締役吉益裕二氏及び取締役中西明典氏は、社外取締役であります。
2．監査役内木和富巳氏及び監査役長澤康男氏は、社外監査役であります。
3．監査役長澤康男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役吉益裕二氏、取締役中西明典氏及び監査役内木和富巳氏並びに監査役長澤康男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
平成28年３月29日開催の第15回定時株主総会において、中西明典氏が取締役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （2）	131,320千円 (12,975)
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	6,000 (2,400)
合計 （うち社外役員）	11 （4）	137,320 (15,375)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成13年７月26日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、平成26年３月27日開催の第13回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額60,000千円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成13年７月26日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役吉益裕二氏は、吉益公認会計士事務所代表及びみずほ証券株式会社、ニッセイアセットマネジメント株式会社、ニッセイ・リース株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役内木和富巳氏は、社会保険労務士法人内木事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役長澤康男氏は、長澤康男公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役	吉　益　裕　二	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
取締役	中　西　明　典	平成28年３月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役	内　木　和富巳	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、必要に応じ主に社会保険労務士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役	長　澤　康　男	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

⑸ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めており、剰余金の配当等については取締役会で決議することとしております。

当社の剰余金の配当につきましては、経営体質の強化と将来の事業展開を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり23円（うち、記念配当３円）とすることを平成29年２月14日開催の取締役会で決議しております。

なお、当社は平成28年８月29日を効力発生日として１株当たり12円50銭の中間配当を実施しておりますので、当事業年度における配当額は１株当たり35円50銭となります。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,061,221**	**流動負債**	**1,893,958**
現金及び預金	1,607,058	買掛金	88,218
売掛金	234,717	一年内返済予定の長期借入金	245,152
リース投資資産	996	リース債務	2,404
商品	103	未払金	172,741
仕掛品	4,562	未払法人税等	87,924
貯蔵品	4,299	前受金	94,885
繰延税金資産	10,787	預り金	694,901
未収入金	149,518	営業預り金	450,475
その他	49,177	その他	57,255
固定資産	**2,999,149**	**固定負債**	**1,120,447**
有形固定資産	**2,181,710**	長期借入金	1,005,704
建物及び構築物	734,174	リース債務	1,530
土地	1,383,681	長期預り保証金	113,213
その他	63,854	**負債合計**	**3,014,406**
無形固定資産	**147,431**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	134,025	**株主資本**	**2,030,998**
ソフトウエア仮勘定	13,405	**資本金**	**471,733**
投資その他の資産	**670,008**	**資本剰余金**	**515,645**
投資有価証券	513,298	**利益剰余金**	**1,043,677**
営業保証金	40,919	**自己株式**	**△58**
敷金保証金	112,886	**その他の包括利益累計額**	**14,051**
繰延税金資産	2,903	**その他有価証券評価差額金**	**14,051**
		新株予約権	**914**
		純資産合計	**2,045,964**
資産合計	**5,060,371**	**負債純資産合計**	**5,060,371**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,571,272**
売上原価		**1,512,950**
売上総利益		**1,058,322**
販売費及び一般管理費		**662,705**
営業利益		**395,617**
営業外収益		
受取利息	131	
受取配当金	2,498	
その他	2,972	**5,603**
営業外費用		
支払利息	27,002	
一部指定関連費用	5,369	
事務所移転費用	3,271	
その他	7,280	**42,924**
経常利益		**358,296**
特別利益		
その他	290	**290**
税金等調整前当期純利益		**358,586**
法人税、住民税及び事業税	132,814	
法人税等調整額	10,235	**143,049**
当期純利益		**215,537**
親会社株主に帰属する当期純利益		**215,537**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	447,877	491,788	918,411	△58	1,858,018	5,912	5,912	34,235	1,898,167
当連結会計年度変動額									
新株の発行	23,856	23,856			47,712				47,712
剰余金の配当			△90,270		△90,270				△90,270
親会社株主に帰属する当期純利益			215,537		215,537				215,537
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						8,139	8,139	△33,321	△25,181
当連結会計年度変動額合計	23,856	23,856	125,266	－	172,979	8,139	8,139	△33,321	147,797
当連結会計年度末残高	471,733	515,645	1,043,677	△58	2,030,998	14,051	14,051	914	2,045,964

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,752,234**	**流動負債**	**1,785,687**
現金及び預金	1,357,346	買掛金	67,686
売掛金	180,923	一年内返済予定の長期借入金	245,152
リース投資資産	996	リース債務	2,404
仕掛品	4,562	未払金	187,323
貯蔵品	3,526	未払費用	11,184
前払費用	33,334	未払法人税等	44,695
繰延税金資産	6,339	未払消費税等	25,831
未収入金	152,071	前受金	54,338
その他	13,133	預り金	696,549
固定資産	**3,042,293**	営業預り金	450,475
有形固定資産	**2,178,417**	その他	46
建物	731,706	**固定負債**	**1,116,267**
構築物	236	長期借入金	1,005,704
工具器具備品	60,069	リース債務	1,530
リース資産	2,725	長期預り保証金	109,033
土地	1,383,681	**負債合計**	**2,901,955**
無形固定資産	**143,861**	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	130,455	**株主資本**	**1,877,606**
ソフトウエア仮勘定	13,405	**資本金**	**471,733**
投資その他の資産	**720,014**	**資本剰余金**	**515,645**
投資有価証券	513,298	資本準備金	453,665
関係会社株式	60,200	その他資本剰余金	61,980
営業保証金	40,750	**利益剰余金**	**890,285**
敷金保証金	103,303	その他利益剰余金	890,285
繰延税金資産	2,462	繰越利益剰余金	890,285
		自己株式	**△58**
		評価・換算差額等	**14,051**
		その他有価証券評価差額金	14,051
		新株予約権	**914**
		純資産合計	**1,892,572**
資産合計	**4,794,528**	**負債純資産合計**	**4,794,528**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,462,434**
売上原価		**1,598,462**
売上総利益		**863,972**
販売費及び一般管理費		**593,830**
営業利益		**270,141**
営業外収益		
受取利息	118	
受取配当金	2,498	
受取賃貸料	10,361	
その他	2,728	**15,707**
営業外費用		
支払利息	26,994	
一部指定関連費用	5,369	
事務所移転費用	3,271	
減価償却費	10,361	
その他	7,032	**53,029**
経常利益		**232,819**
特別利益		
その他	290	**290**
税引前当期純利益		**233,110**
法人税、住民税及び事業税	89,583	
法人税等調整額	9,708	**99,291**
当期純利益		**133,818**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	447,877	429,808	61,980	491,788	846,737	846,737	△58	1,786,345	5,912	5,912	34,235	1,826,493
当期変動額												
新株の発行	23,856	23,856		23,856				47,712				47,712
剰余金の配当					△90,270	△90,270		△90,270				△90,270
当期純利益					133,818	133,818		133,818				133,818
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									8,139	8,139	△33,321	△25,181
当期変動額合計	23,856	23,856	－	23,856	43,548	43,548	－	91,261	8,139	8,139	△33,321	66,079
当期末残高	471,733	453,665	61,980	515,645	890,285	890,285	△58	1,877,606	14,051	14,051	914	1,892,572

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月22日

株式会社バリューＨＲ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　克　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　堀　一　英　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バリューＨＲの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューＨＲ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月22日

株式会社バリューＨＲ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　克　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　堀　一　英　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バリューＨＲの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月24日

株式会社バリューＨＲ　監査役会

常勤監査役　神　原　　剛　㊞

監査役　内　木　和富巳　㊞

監査役　長　澤　康　男　㊞

（注）監査役内木和富巳及び長澤康男は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査役及び監査役会に関わる規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びにその他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会の終結の時をもって生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号）	第１条（商号）
（条文省略）	（現行どおり）
第２条（目的）	第２条（目的）
（条文省略）	（現行どおり）
第３条（本店の所在地）	第３条（本店の所在地）
（条文省略）	（現行どおり）
第４条（機関）	第４条（機関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
① 取締役会	① 取締役会
② 監査役	② 監査等委員会
③ 監査役会	（削除）
④ 会計監査人	③ 会計監査人
第５条（公告方法）	第５条（公告方法）
（条文省略）	（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株式	第２章　株式
第６条（発行可能株式総数）	第６条（発行可能株式総数）
（条文省略）	（現行どおり）
第７条（単元株式数）	第７条（単元株式数）
（条文省略）	（現行どおり）
第８条（単元未満株式についての権利）	第８条（単元未満株式についての権利）
（条文省略）	（現行どおり）
第９条（単元未満株式の買増し）	第９条（単元未満株式の買増し）
（条文省略）	（現行どおり）
第１０条（株主名簿管理人）	第１０条（株主名簿管理人）
（条文省略）	（現行どおり）
第１１条（株式取扱規則）	第１１条（株式取扱規則）
（条文省略）	（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条（招集）	第１２条（招集）
（条文省略）	（現行どおり）
第１３条（定時株主総会の基準日）	第１３条（定時株主総会の基準日）
（条文省略）	（現行どおり）
第１４条（招集権者及び議長）	第１４条（招集権者及び議長）
（条文省略）	（現行どおり）
第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）	第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
（条文省略）	（現行どおり）
第１６条（決議の方法）	第１６条（決議の方法）
（条文省略）	（現行どおり）
第１７条（議決権の代理行使）	第１７条（議決権の代理行使）
（条文省略）	（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第１８条（取締役の員数） 当会社の取締役は、１０名以内とする。	第１８条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
第１９条（取締役の選任及び解任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第１９条（取締役の選任及び解任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
２　（条文省略） ３　（条文省略） ４　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり） ４　（現行どおり）
第２０条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第２０条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第２１条（代表取締役及び役付取締役） 　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	第２１条（代表取締役及び役付取締役） 　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第２２条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略）	第２２条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり）
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（新設）	３　前２項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
第２３条（取締役会の招集手続） 　取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日から３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第２３条（取締役会の招集手続） 　取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。	２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
（新設）	第２４条（重要な業務執行の決定の委任） 　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第２４条（取締役会の決議の方法） （条文省略）	第２５条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２５条（取締役会の決議の省略） 　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第２６条（取締役会の決議の省略） 　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第２６条（取締役会規程） （条文省略）	第２７条（取締役会規程） （現行どおり）
第２７条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第２８条（取締役の報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。
第２８条（取締役の責任免除） （条文省略）	第２９条（非業務執行取締役の責任限定契約） （現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
第２９条（監査役の員数） 　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第３０条（監査役の選任） 　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第３１条（監査役の任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 の任期の満了する時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第３２条（常勤監査役） 　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	（削除）
第３３条（監査役会の招集手続） 　監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。	（削除）
第３４条（監査役会の決議） 　監査役全員の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
第３５条（監査役会規程） 　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３６条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第３７条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	第３０条（監査等委員会の招集手続） 　監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日から３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
（新設）	第３１条（監査等委員会の決議の方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	第３２条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第３８条（会計監査人の選任）	第３３条（会計監査人の選任）
（条文省略）	（現行どおり）
第３９条（会計監査人の任期）	第３４条（会計監査人の任期）
（条文省略）	（現行どおり）
第４０条（会計監査人の報酬等）	第３５条（会計監査人の報酬等）
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。
第４１条（会計監査人の責任限定契約）	第３６条（会計監査人の責任限定契約）
（条文省略）	（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第４２条（事業年度）	第３７条（事業年度）
（条文省略）	（現行どおり）
第４３条（剰余金の配当等の決定機関）	第３８条（剰余金の配当等の決定機関）
（条文省略）	（現行どおり）
第４４条（剰余金の配当の基準日）	第３９条（剰余金の配当の基準日）
（条文省略）	（現行どおり）
第４５条（配当金の除斥期間）	第４０条（配当金の除斥期間）
（条文省略）	（現行どおり）
（新設）	附則 平成２８年１２月３１日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第４２７条第１項の規定により締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第３７条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ふじた　みちお 藤田　美智雄 （昭和35年１月20日）	平成13年７月　当社設立 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューネットワークス取締役 株式会社バリューヘルスケア取締役 株式会社バリューＨＲベンチャーズ取締役	540,300株
		【取締役候補者とした理由】 藤田美智雄氏は、平成13年の当社設立時から代表取締役社長を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	いいづか　いさお 飯塚　功 （昭和29年11月８日）	平成17年５月　当社入社 当社健康管理事業本部本部長 平成19年９月　当社執行役員健康管理事業部長 平成20年６月　当社取締役健康管理事業部長 平成22年12月　当社取締役ヘルスケア事業本部長 平成23年９月　当社取締役健康管理事業本部長 平成26年３月　当社専務取締役健康管理事業本部長 平成27年５月　当社専務取締役ヘルスケアサポート事業本部管掌 平成29年２月　当社専務取締役ヘルスケアサポート事業本部長兼営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューヘルスケア代表取締役 株式会社バリューＨＲベンチャーズ取締役	19,000株
		【取締役候補者とした理由】 飯塚功氏は、ヘルスケアサポート事業本部を経て平成19年から執行役員、平成20年から取締役、平成26年から専務取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	おおむら　ゆうじ 大村　祐司 （昭和36年１月23日）	平成13年９月　当社取締役情報システム本部長 平成19年９月　当社取締役バリューカフェテリア企画室長 平成20年６月　当社取締役情報システム部長 平成23年９月　当社取締役カフェテリア・システム本部長 平成26年２月　当社取締役情報システム本部長 平成26年３月　当社常務取締役情報システム本部長 平成29年３月　当社常務取締役情報システム本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューネットワークス取締役 株式会社バリューヘルスケア取締役	7,600株
		【取締役候補者とした理由】 大村祐司氏は、情報システム本部を経て平成13年から取締役、平成26年から常務取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	さ さ き　こ う す け 佐々木　康　介 （昭和44年７月５日）	平成15年７月　当社入社 平成18年１月　当社カフェテリア事業部長 平成19年４月　当社営業本部長 平成19年９月　当社営業部長 平成20年６月　当社執行役員カフェテリア事業部長 平成22年６月　当社執行役員営業推進部長 平成23年１月　当社執行役員カフェテリア事業本部長 平成23年９月　当社執行役員営業本部長 平成25年３月　当社取締役営業本部長 平成27年２月　当社取締役営業本部管掌 平成29年２月　当社取締役ＨＲマネジメント事業本部管掌（現任）	3,200株
		【取締役候補者とした理由】 佐々木康介氏は、営業本部を経て平成20年から執行役員、平成25年から取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	えんどう　よしえ 遠藤　良恵 （昭和48年９月12日）	平成14年４月　当社入社 平成19年４月　当社経営企画室兼カフェテリア事業部長 平成19年９月　当社執行役員カフェテリア事業部長兼コーポレート室マネージャー 平成20年６月　当社執行役員コーポレート室マネージャー 平成21年６月　当社執行役員コーポレート室長 平成23年９月　当社執行役員経営管理本部長 平成25年３月　当社取締役経営管理本部長（現任）	16,800株
		【取締役候補者とした理由】 遠藤良恵氏は、経営管理本部を経て平成19年から執行役員、平成25年から取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。	
6	ふじた　げんたろう 藤田　源太郎 （昭和60年９月22日）	平成20年４月　当社入社 平成23年10月　当社社長室長 平成25年４月　当社執行役員社長室長 平成26年２月　当社執行役員カフェテリア事業推進本部長 平成26年３月　当社取締役カフェテリア事業推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューＨＲベンチャーズ代表取締役	5,600株
		【取締役候補者とした理由】 藤田源太郎氏は、カフェテリア事業推進本部を経て平成25年から執行役員、平成26年から取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。	

（注）各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※1	よしますゆうじ 吉益裕二 （昭和23年12月６日）	昭和49年11月　トウシュロス会計事務所東京事務所入所 昭和53年１月　合併により等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）へ移籍 平成26年１月　吉益公認会計士事務所代表（現任） 平成26年６月　みずほ証券株式会社社外監査役（現任） 平成27年３月　当社社外取締役（現任） 平成27年６月　ニッセイアセットマネジメント株式会社社外監査役（現任） ニッセイ・リース株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 吉益公認会計士事務所代表 みずほ証券株式会社社外監査役 ニッセイアセットマネジメント株式会社社外監査役 ニッセイ・リース株式会社社外監査役	4,000株
		【社外取締役候補者とした理由】 吉益裕二氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、大手監査法人の代表社員を務められ、公認会計士としての豊富な専門的知識と幅広い見識に基づき、当社の経営全般に助力をいただくとともに、業務執行の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、当社の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。	

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※2	なかにし　あきのり 中西　明典 （昭和21年11月11日）	昭和44年７月　厚生省入省 平成11年８月　厚生大臣官房長 平成13年１月　社会保険庁長官 平成14年９月　社会保険診療報酬支払基金理事長 平成21年３月　当社特別顧問 平成21年９月　あいホールディングス株式会社代表取締役社長 平成28年３月　当社社外取締役（現任）	6,000株
		【社外取締役候補者とした理由】 中西明典氏は、厚生大臣官房長や社会保険庁長官等の要職を歴任され、また事業会社の代表取締役を務められるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対して有益な助言等をいただくとともに、業務執行の監督機能をさらに強化するため、当社の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。	

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※3	よしなり　とし 吉成外史 （昭和25年２月19日）	昭和63年４月　東京弁護士会弁護士登録 昭和63年４月　山本栄則法律事務所入所 平成３年４月　吉成・城内法律事務所（現あかつき総合法律事務所）開設（現任） 平成４年６月　株式会社タカラトミー社外監査役（現任） 平成18年12月　株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） あかつき総合法律事務所所長 株式会社タカラトミー社外監査役 株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外監査役	56,600株
		【社外取締役候補者とした理由】 吉成外史氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験を活かし、当社の経営全般に対して有益な助言等をいただくとともに、業務執行の監督機能をさらに強化するため、当社の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、本議案が承認可決された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定であります。	

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．吉益裕二氏及び中西明典氏並びに吉成外史氏は社外取締役候補者であります。
３．当社は、吉成外史氏が所属しているあかつき総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．吉益裕二氏及び中西明典氏と当社は会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており、監査等委員である取締役に就任された場合は、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
５．吉成外史氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年７月26日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

期末日現在の取締役の員数は８名ですが、本議案に係る取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、６名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

第６号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の株式報酬型ストック・オプションに関する報酬は、第４号議案に記載しております報酬額とは別枠で、平成26年３月27日開催の第13回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を年額60百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、監査等委員会設置会社へ移行後も従前と同様に、業績向上に対する意欲や士気を高め、株主の皆様と利害を共有化することにより、一層の企業価値の増大を図ることを目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額を第４号議案の報酬額とは別枠で、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。この場合、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。

なお、社外取締役については本株式報酬型ストック・オプション制度の対象外といたします。

本議案に係る取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、６名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、平成26年３月27日開催の第13回定時株主総会において承認された内容と同一であり、その詳細は次のとおりであります。

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

上記金額の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりとし、具体的な募集事項は取締役会において決定するものとします。

①新株予約権の数

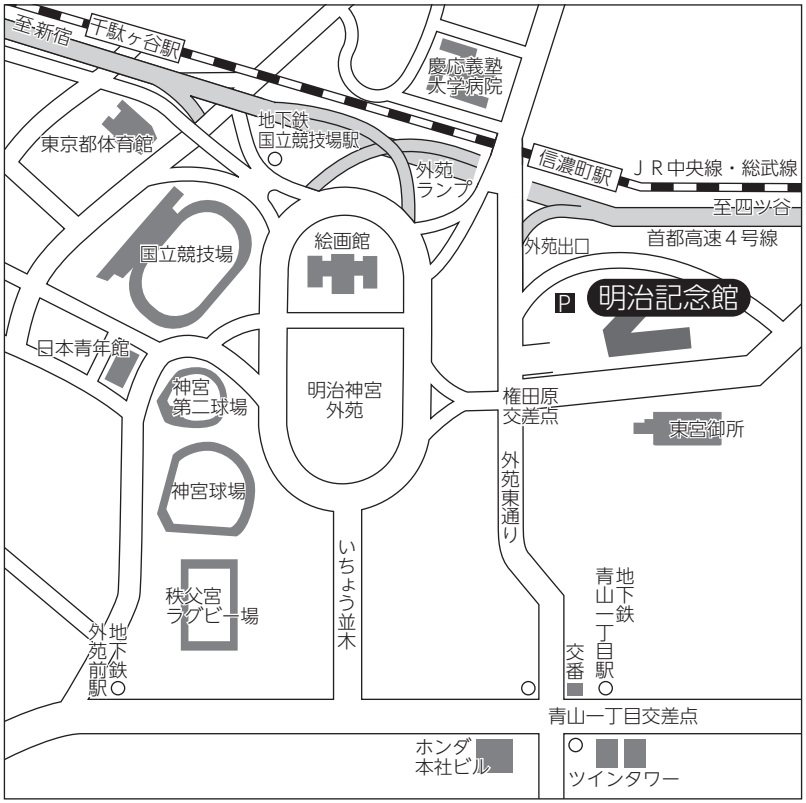
各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額60百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総数を定め、割当日においてブラック・ショールズ・モデル等に基づき算出される新株予約権１個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切捨てる。）を限度とする。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数
　新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。
　なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切捨てるものとする。
　　調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率
　また、本新株予約権の割当日後に当社が合併又は株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。
③新株予約権の払込金額
　新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデル等に基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第２項の規定に基づき、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数の総額を乗じた金額とする。
⑤新株予約権を行使することができる期間
　割当日より１年を経過した日から１年以内とする。
⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
⑦新株予約権の行使の条件
　イ．新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
　ロ．新株予約権者が取締役、監査役又は使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
　　（ⅰ）新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
　　（ⅱ）新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
　　（ⅲ）新株予約権者である使用人が定年退職した場合
　　（ⅳ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
　ハ．その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
⑧その他の新株予約権の内容
　その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　明治記念館（１階　曙の間）
東京都港区元赤坂二丁目２番23号
電話　（03）3403－1171



交　通　ＪＲ〔中央線・総武線〕信濃町駅下車　徒歩３分
地下鉄〔銀座線・半蔵門線・大江戸線〕青山一丁目駅下車　徒歩６分
地下鉄〔大江戸線〕国立競技場駅下車　徒歩６分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。